

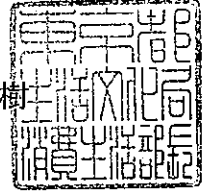


22生消取第587号
平成23年3月1日

社団法人日本ジュエリー協会
会長 堀 奉之 様

東京都生活文化局消費生活部長

小笠原 広樹



広告に係る表示適正化について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より東京都の消費生活行政に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県及び静岡県による五都県広告表示等適正化推進協議会が、健康に関する効果などをうたったゲルマニウム使用アクセサリーの広告表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の観点から調査した結果、別添資料のとおり、景品表示法に違反するおそれのある表示があり、当該表示を行った事業者に対しては行政指導を行いましたので、参考までにお知らせします。

貴職におかれましては、表示の適正化について、御協力を賜れば幸いです。

（問い合わせ先）

東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課
表示指導係 西尾・北村
電話 03-5388-3068 FAX 03-5388-1332

表示内容例

五都県広告表示等適正化推進協議会

該当条項	表示内容	問題点
景品表示法 第4条第1項 第1号 (優良誤認)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肩こりや腰痛、神経痛などの体の痛みの緩和、血液の浄化や細胞の活性化、そして遠赤外線により冷え性にも効果的です。 ▪ 生体電流を整える！ ▪ 血液の酸素の量を増やすことにより新陳代謝が活発化、脳もリフレッシュして活力がみなぎる。 ▪ 疲労 ストレス 小ジワ シミソバカス にきび アレルギー 解消 疲れた体の自然治癒力をUPする不思議なプレスレット ▪ ゲルマニウムの影響を受けた血液はサラサラになり、コリなどの緩和が期待できます。 ▪ 自然治癒力を高め老化防止！ 	ゲルマニウムによる効果効能について根拠が明確でなく、商品の利用による効果を過大に印象付けるおそれがあった。
	「肩こりが治った」「腰痛がやわらいだ」などと、商品利用者の感想を表示	利用者の感想であることを裏付けるものがないにもかかわらず体験談を記載していたため、商品の利用による効果を過大に印象付けるおそれがあった。
景品表示法 第4条第1項 第2号 (有利誤認)	Web Shop において最安値で皆様に販売	最安値であることの根拠が明確でなく、他店と比較し販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	通常価格1,890円 → 期間限定特別価格999円	期間限定の特別価格を強調しているが、その期間以前にも同様の価格で販売しており、販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。
	メーカー参考価格29,800円 → 特価14,800円	メーカー参考価格より安い旨を強調しているが、メーカー参考価格の根拠が明確でなく、販売価格が安いと誤認を与えるおそれがあった。

※ 上記は、今回行政指導の対象とした表示内容について、わかりやすく表記し、例示したものである。

<参考>

不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を提供している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （略）